

## 第9期大学分科会の審議の状況について

### 1. 第9期における審議実績

#### 将来構想部会

##### 我が国の高等教育に関する将来構想について

- 平成29年3月、第111回中央教育審議会総会において文部科学大臣より、「我が国の高等教育に関する将来構想について」諮問。大学分科会では、「将来構想部会」を設置して、概ね2040年頃の社会を見据えた、これからの時代の高等教育の将来構想について総合的な検討を進め、平成30年11月、第119回総会において「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」( )を答申。  
(参考資料1)

( )主に、専門に関する知識のみではなく、文理横断型の教育への転換とともに、教育の質の保証を進め、「何を学び、身に付けることができたのか」という学修の成果の可視化の促進 地域における質の高い高等教育機会の確保のための各大学間の「強み」を活かした連携・統合の在り方や、18歳人口の減少を踏まえた高等教育機関全体の規模、などについて提言。

- これから時代の高等教育の将来構想について総合的な検討を行うに当たり、大学分科会将来構想部会では、「制度・教育改革ワーキンググループ」を設置した。「制度・教育改革ワーキンググループ」において、「リカレント教育の充実」「留学生交流の推進」「学位プログラムを中心とした大学制度」「全学的な教学マネジメントの確立」「学修成果の可視化と情報公表の促進」「教育の質保証システムの確立」など専門性の高い11項目にわたって審議を行い、制度改正等の方向性を取りまとめた。

#### 大学院部会

##### 大学院制度と教育の在り方について

- Society 5.0の実現、人生100年時代などの到来やグローバル化の更なる進展等を2040年頃の将来シナリオとして見据え、大学院教育が適切に対応する観点から、大学院が有する価値、優秀な人材の大学院への進学の促進、博士課程修了者のキャリアパスの多様化と活躍状況の可視化、修士課程及び博士課程における教育の充実、高度専門職業人養成の充実等の特に重点的に対応すること

とが必要な事項を中心に審議を重ね、「2040年を見据えた大学院教育のあるべき姿～社会を先導する人材の育成に向けた体質改善の方策～(審議まとめ)」を取りまとめた。(平成31年1月22日)(参考資料2)

#### 専門職大学院を中心とした高度専門職業人養成機能の充実・強化方策について

- ・ 社会(「出口」)が求める高度専門職業人を養成するため、教育課程の編成や実施について、産業界等と連携する仕組み(教育課程連携協議会)や、専門職大学院の量的確保及び学部教育も含めた教育の質的向上のため、専門職大学院の必置教員が他の課程の専任教員を兼務することについて審議した。(参考資料3)

#### 教学マネジメント特別委員会

##### 教学マネジメントに係る指針の策定及び学修成果の可視化と情報公表の在り方について

- ・ 「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン(答申)」(平成30年11月中央教育審議会)を踏まえ、教学マネジメントに係る指針の策定及び学修成果の可視化と情報公表の在り方について検討するため、平成30年11月に「教学マネジメント特別委員会」を設置し、議論を開始した。

#### 法科大学院等特別委員会

##### 法科大学院等の教育の改善・充実について

- ・ 優れた資質を有する法科大学院志願者を回復する観点から、法科大学院と法學部等との連携強化や法学未修者教育の改善・充実の方向性を提言した「法科大学院等の抜本的な教育の改善・充実に向けた基本的な方向性」(平成30年3月13日)を取りまとめるとともに、それを踏まえた具体的な制度改革について審議した。(参考資料4)また、法科大学院教育の質保証を図るため、各法科大学院が共通して客観的に進級判定を行う仕組みとして「共通到達度確認試験」の在り方を検討し、平成31年度から本格実施することについて結論を得た。

#### 認証評価機関の認証に関する審査委員会

##### 認証評価機関の認証について

- ・ デジタルコンテンツ系分野の専門職大学院に関する認証評価機関の認証について、評価基準や審査体制などに関して審査を行い、認証することが適当と取

りまとめた。(参考資料5)

#### 専門職大学等の制度設計に関する作業チーム

専門職大学・専門職短期大学・専門職学科の制度化にかかる具体的な制度設計について

- 学校教育法の一部を改正する法律(平成29年法律第41号)により平成31年4月から、新たな高等教育機関として「専門職大学・専門職短期大学」が創設されることになったことに伴い、その設置基準等具体的な制度設計について審議した。(参考資料6)
- 専門職大学・専門職短期大学の趣旨を既存の大学及び短期大学の中にも活かし、既存の大学等の一部の組織において実践的かつ創造的な専門職業人養成の取組を推進するよう、大学設置基準及び短期大学設置基準等を改正し、「専門職学科」の制度を新設するため、その設置基準等具体的な制度設計について審議した。(参考資料7)

#### その他

- 平成28年4月、第106回中央教育審議会総会において文部科学大臣より、「第3期教育振興基本計画の策定について」諮問され、総会の下に設置された「教育振興基本計画部会」を中心に検討が行われたところ、大学分科会においても特に高等教育の観点から審議した。
- 「まち・ひと・しごと創生総合戦略(2016改訂版)」(平成28年12月22日閣議決定)に基づき、内閣官房の下に設置された「地方大学の振興及び若者雇用等に関する有識者会議」において、地方を担う多様な人材を育成・確保し、東京一極集中の是正に資するよう緊急かつ抜本的な対策の検討が行われたところ、同会議における検討に資するため、大学分科会でも「地方創生に資する大学改革」の観点から審議した。
- 大学設置基準等の改正に関し、具体的な結論を得たものについては、大学を取り巻く状況等に速やかに対応するため、その改正について隨時答申等を行った。

## 2. 今期に継続して審議する事項

### 大学設置基準等の質保証システムの見直しについて

- ・ 「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」において、引き続き、中央教育審議会において検討を行うこととした大学設置基準等の質保証システムの見直しについて、今期より大学分科会の下に新規部会を設置して審議を開始する予定。

### 教学マネジメントに係る指針の策定及び学修成果の可視化と情報公表の在り方について

- ・ 教学マネジメント特別委員会においては、教学マネジメントに係る指針の策定及び学修成果の可視化と情報公表の在り方について引き続き審議する予定。

### 大学院制度と教育の在り方について

- ・ 大学院部会においては、「2040年を見据えた大学院教育のあるべき姿～社会を先導する人材の育成に向けた体質改善の方策～（審議まとめ）」を踏まえ、大学全体の在り方の検討と連動しつつ、博士後期課程レベルの高度専門職業人養成にふさわしい新たな課程の在り方も含め、大学院全体の課程の在り方や大学院設置基準をはじめとする法令改正等の方向性について、引き続き審議する予定。

### 法科大学院等の教育の改善・充実について

- ・ 法科大学院等特別委員会については、法科大学院制度に関する具体的な制度改革の成果を踏まえ、未修者コースの改善・充実をはじめ、法曹養成プロセスの中核である法科大学院における教育の更なる充実について、引き続き審議する予定。

### 認証評価機関の認証について

- ・ 認証評価機関の認証に関する審査委員会においては、大学（短期大学を除く。）に関する認証評価機関の認証について、評価基準や審査体制などに関して、引き続き審査する予定。



# 「グランドデザイン答申」後の検討課題

<中央教育審議会>

設置基準等の  
質保証システムの見直し

教学マネジメント  
指針の策定、学修成果  
の可視化と情報公表の  
在り方の検討

12月 > 1月 > 2月 > 3月

制度改正、  
各大学への周知  
部会を立ち上げ  
議論開始

2020年度

<国(文部科学省)>

「地域連携プラット  
フォーム(仮称)」のガイ  
ドラインの策定

制度改正、  
各大学への周知  
部会を立ち上げ  
議論開始

2020年度

「大学等連携推進制度  
(仮称)」制度の枠組み  
等の検討

ガイドラインの策定  
(適宜分科会で議論)  
法令等改正  
(適宜分科会で議論)

2019年度

国立大学について、  
一定の指向性の検討  
(どのような課程や分野で、  
どのような規模で役割を果た  
していくか)

方向性の提示  
法令等改正  
(適宜分科会で議論)  
制度開始

2019年度

大学間の連携・統合に  
必要な制度改正  
(①国立大学の一法人複数大  
学制度、②私立大学の学部單  
位等での事業譲渡の円滑化)

制度開始  
① 法令等改正  
② 法令等改正・制度開始

制度・教育改革WGの  
審議まとめを踏まえた  
制度改正  
(解説の明確化を含む)

大学分科会で  
議論  
大学分科会で  
諮詢・答申  
(大学設置基準等)

■リカレント教育、■留学生交流の推進(大学入学者格の年齢要件の緩和を含む)、■学位等の国際的通用性の確保、■高等教育機関の国際展開、■情報通信技術(ICT)を活用した教育  
■多様なバックグランドの教員の採用と質保証、■大学間の連携による教育プログラムの多様化、■学位プログラムを中心とした大学制度、  
■解説の明確化を含む









# 法科大学院等の抜本的な教育の改善・充実に向けた基本的な方向性(概要)

(平成30年3月13日 中教審法科大学院等特別委員会)

**プロセスとして質の高い法曹を養成するという理念を堅持しつつ、優れた資質を有する法科大学院志願者を回復し、多様な法曹の輩出や地方における法曹養成機能に留意しつつ、学生の資質・能力に応じた期間で法曹となる途を一層充実するため、既修者・未修者コースともに制度改革を推進。**

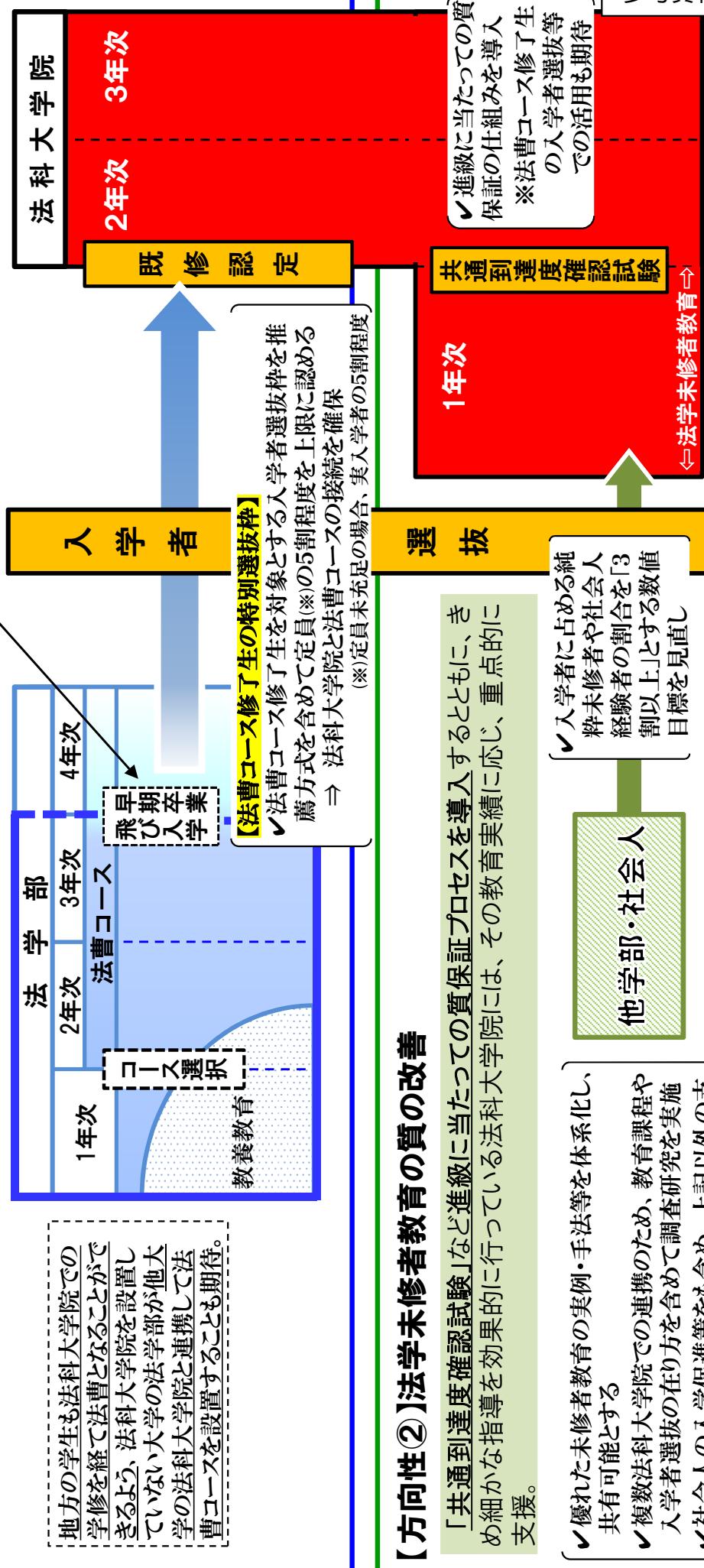
## 【方向性①】法科大学院と法学部等との連携強化

法学部に「法曹コース(仮称)」の設置を奨励し、法学部が法科大学院と連携して体系的・一貫的な教育課程を編成することにより、法曹志望者が明確な学生等に対して、学部段階からより効果的な教育を行う。更に、優れた資質・能力を有する者が早期に法科大学院に進学できる仕組みを明確化する。

【学部3年次修了時点での法科大学院へ進学】

✓優秀な学生が、3年次修了時点で法科大学院へ進学できる仕組みを明確化

⇒ 時間的・経済的負担を軽減





## 公益財団法人大学基準協会の審議結果について

### 1. 申請の概要

公益財団法人大学基準協会から、デジタルコンテンツ分野の専門職大学院を評価するために、文部科学大臣の認証を求める申請があったため、「認証評価機関の認証に関する審査委員会」で審査を行った。

### 2. 審査委員会での論点

学校教育法等で定める認証の基準をすべて満たしていることを確認した上で、以下の審議が行われた。

#### 【主な審議内容】

デジタルコンテンツ系の範囲や適切な教員組織の構成、教育課程の編成について、大学基準協会の考え方には問題がないことを確認した。

ビジネス、情報・通信技術、アートという観点から評価体制が想定されているが、コンテンツ制作そのものの専門家が評価委員会の中に必要であるという意見があった。

会議後、実際に認証評価を行う評価委員会はどのような分野の委員で構成するのか、追加で大学基準協会に確認した。

大学基準協会が回答した委員の構成について、審査委員会の委員及び有識者に確認したところ、コンテンツ制作の専門家が2名含まれており、認証評価機関としては妥当だと考えるとの判断であった。

### 3. 審査委員会の結論

デジタルコンテンツ分野の評価を行う機関として認証することが適當









## 第9期中央教育審議会大学分科会将来構想部会 制度・教育改革ワーキンググループ委員

委 員：平成29年2月15日発令  
臨時委員：平成29年7月28日発令  
：座長 座長代理

(委 員) 1名

日比谷潤子 国際基督教大学学長

(臨時委員) 15名

安部恵美子	長崎短期大学学長
上田 紀行	東京工業大学リベラルアーツ研究教育院院長・教授
金子 元久	筑波大学特命教授
川嶋太津夫	大阪大学高等教育・入試研究開発センター長・教授
小林 雅之	東京大学大学総合教育研究センター教授
篠田 道夫	桜美林大学教授、日本福祉大学学園参与
鈴木典比古	公立大学法人国際教養大学理事長・学長
但野 茂	独立行政法人国立高等専門学校機構理事、函館工業高等専門学校校長
濱名 篤	学校法人濱名学院理事長、関西国際大学学長
福島 一政	学校法人追手門学院追手門学院大学特任副学長、教授
本郷 真紹	学校法人立命館理事補佐
前田 早苗	千葉大学国際教養学部教授
溝上 憲一	学校法人桐蔭学園理事長代理、桐蔭学園トランジションセンター所長・教授
美馬のゆり	公立はこだて未来大学システム情報科学部教授
宮城 治男	NPO法人工ティック代表理事

計 16名

安部委員の発令日は平成29年3月28日

金子委員の発令日は平成29年3月23日

川嶋委員の発令日は平成29年5月30日

小林、鈴木各委員の発令日は平成29年3月29日

前田委員の発令日は平成29年6月29日

但野委員の発令日は平成30年4月17日

## 第9期中央教育審議会大学分科会 大学院部会委員

委 員：平成29年2月15日発令  
臨時委員：平成29年5月30日発令  
：部会長      : 副部会長

(委 員) 3名

有 信 瞳 弘	東京大学政策ビジョン研究センター特任教授
五 神 真	東京大学総長
室 伏 きみ子	お茶の水女子大学長

(臨時委員) 22名

天 野 玲 子	国立研究開発法人防災科学技術研究所審議役
井 上 真 理	九州大学名誉教授
池 尾 恭 一	明治学院大学経済学部教授、慶應義塾大学名誉教授
大 島 ま り	東京大学大学院情報学環・生産技術研究所教授
岡 島 礼 奈	株式会社 ALE 代表取締役
樋 見 由美子	金沢大学人間社会研究域法学系教授
加 納 敏 行	日本電気株式会社中央研究所主席技術主幹
川 嶋 太津夫	大阪大学高等教育・入試研究開発センター長・教授
川 端 和 重	新潟大学理事(社会連携・財務担当)・副学長
神 成 文 彦	慶應義塾大学理工学部教授
車 谷 暢 昭	株式会社東芝代表執行役会長 C E O
小 西 範 幸	青山学院大学大学院会計プロフェッショナル研究科長・教授
佐久間 淳 一	名古屋大学大学院人文学研究科長
迫 田 雷 蔵	株式会社日立総合経営研修所代表取締役取締役社長
高 橋 真木子	金沢工業大学大学院イノベーションマネジメント研究科教授
田 中 明 彦	政策研究大学院大学長
永 里 善 彦	創造科学研究所代表
沼 上 幹	一橋大学理事・副学長(教育・学生、大学経営戦略担当)
藤 原 章 正	広島大学大学院国際協力研究科教授
堀切川 一 男	東北大学大学院工学研究科教授
湊 長 博	京都大学理事・副学長
宮 浦 千 里	東京農工大学副学長

計25名

大島委員の発令日は平成29年3月29日

第9期中央教育審議会大学分科会  
大学院部会専門職大学院ワーキンググループ委員

委 員：平成29年2月15日発令  
専門委員：平成29年6月5日発令  
：主査      : 主査代理

(委 員) 1名

有 信 瞳 弘 東京大学政策ビジョン研究センター特任教授

(臨時委員) 2名

川 嶋 太津夫 大阪大学高等教育・入試研究開発センター長・教授

前 田 早 苗 千葉大学国際教養学部教授

(専門委員) 9名

淺 羽 茂 早稲田大学大学院経営管理研究科長・教授

大 竹 由希子 日立金属株式会社人事総務本部人材開発・ダイバーシティ推進部主任部員

片 山 直 也 慶應義塾大学大学院法務研究科教授

上 西 研 山口大学学長特命補佐、大学院技術経営研究科教授

杉 本 徳 栄 関西学院大学大学院経営戦略研究科教授

添 田 久美子 和歌山大学学長補佐(教員養成改革担当)、大学院教育学研究科教職開発専攻長・教授

中 山 健 夫 京都大学大学院医学研究科社会健康医学系専攻長・教授(健康情報学)

松 崎 佳 子 広島国際大学大学院心理科学研究科特任教授

宮 脇 淳 北海道大学大学院法学研究科・公共政策大学院教授

計 12名

\* 川嶋委員の発令日は平成29年5月30日  
\* 前田委員の発令日は平成29年6月29日  
\* 片山委員の発令日は平成29年3月30日

第9期中央教育審議会大学分科会  
教学マネジメント特別委員会委員

委 員：平成29年 2月15日発令  
臨時委員：平成30年12月18日発令  
：座長 : 座長代理

(委 員) 1名

日比谷 潤子 国際基督教大学学長

(臨時委員) 18名

浅野 茂	山形大学学術研究院教授、名古屋大学IR本部特任教授
大森 昭生	共愛学園前橋国際大学学長
沖 裕貴	立命館大学教育開発推進機構教授
川並 弘純	学校法人東京聖徳学園理事長・学園長、聖徳大学・聖徳大学短期大学部学長
小林 浩	リクルート進学総研所長・リクルート「カレッジマネジメント」編集長
小林 雅之	東京大学大学総合教育研究センター教授
佐藤 東洋士	学校法人桜美林学園理事長・桜美林大学総長
佐藤 浩章	大阪大学全学教育推進機構准教授
清水 一彦	山梨県立大学理事長・学長、筑波大学名誉教授
但野 茂	独立行政法人国立高等専門学校機構理事、函館工業高等専門学校校長
林 隆之	政策研究大学院大学教授
深堀 聰子	九州大学教育改革推進本部教授
益戸 正樹	UiPath株式会社特別顧問、株式会社肥後銀行取締役
松下 佳代	京都大学高等教育研究開発推進センター教授
溝上 慎一	学校法人桐蔭学園理事長代理、桐蔭学園トランジションセンター所長・教授
森 朋子	関西大学教育推進部教授
両角 亜希子	東京大学大学院教育学研究科准教授
吉見 俊哉	東京大学大学院情報学環教授

計19名

小林(雅)委員、佐藤(東)委員の発令日は平成29年3月29日  
益戸委員、両角委員、吉見委員の発令日は平成29年5月29日  
溝上委員の発令日は平成29年7月28日  
但野委員の発令日は平成30年4月17日

第9期中央教育審議会大学分科会  
法科大学院等特別委員会委員

委 員：平成29年2月15日発令  
臨時委員：平成29年4月24日発令  
専門委員：平成29年3月30日発令

：座長　　：座長代理

(委 員) 2名

有 信 瞳 弘 東京大学政策ビジョン研究センター特任教授  
清 原 慶 子 三鷹市長

(臨時委員) 2名

樺 見 由美子 金沢大学人間社会研究域法学系教授  
土 井 真 一 京都大学法学系(大学院法学研究科)教授

(専門委員) 24名

磯 村 保 早稲田大学大学院法務研究科教授  
井 上 正 仁 早稲田大学大学院法務研究科教授  
岩 谷 十 郎 慶應義塾大学法学部長、教授  
岩 村 正 彦 東京大学大学院法学政治学研究科長・法学部長  
大 沢 陽一郎 読売新聞東京本社編集局総務  
大 貫 裕 之 中央大学副学長、大学院法務研究科教授  
加 賀 讓 治 創価大学大学院法務研究科長  
笠 井 治 弁護士  
片 山 直 也 慶應義塾大学大学院法務研究科教授  
鎌 田 薫 前 早稲田大学総長  
木 村 光 江 首都大学東京大学院法学政治学研究科法曹養成専攻教授  
酒 井 圭 弁護士  
潮 見 佳 男 京都大学副学長、大学院法学研究科教授  
杉 山 忠 昭 前 花王株式会社執行役員 法務・コンプライアンス部門統括  
瀬 領 真 悟 同志社大学大学院法学研究科長・法学部長  
染 谷 武 宣 司法研修所事務局長  
高 橋 真 弓 一橋大学大学院法学研究科准教授  
中 島 康 予 中央大学法学部教授  
長谷部 由起子 学習院大学大学院法務研究科教授  
日 吉 由美子 弁護士  
福 原 道 雄 法務省大臣官房司法法制部司法法制課長  
松 下 淳 一 東京大学大学院法学政治学研究科教授  
丸 島 俊 介 弁護士  
山 本 和 彦 一橋大学大学院法学研究科教授

計 28名

土井委員：平成29年3月30日～平成29年4月23日の間は「専門委員」として発令

樺見委員：平成29年3月30日～平成29年5月29日の間は「専門委員」として発令

福原委員：平成30年7月27日発令

第9期中央教育審議会大学分科会  
認証評価機関の認証に関する審査委員会委員

臨時委員：平成29年6月29日

：座長 座長代理

(臨時委員)

市 川 太 一	広島修道大学名誉教授
川 嶋 太津夫	大阪大学高等教育・入試研究開発センター長
小 林 雅 之	東京大学大学総合教育研究センター教授
佐 野 慶 子	佐野公認会計士事務所
前 田 早 苗	千葉大学国際教養学部教授

計 5名

川嶋委員の発令日は平成29年5月30日

小林、佐野各委員の発令日は平成29年3月29日

第9期中央教育審議会大学分科会  
専門職大学等の制度設計に関する作業チーム委員

委 員：平成29年2月15日発令

臨時委員：平成29年6月13日発令

：主査

(委 員) 1名

有信 瞳弘 東京大学政策ビジョン研究センター特任教授

(臨時委員) 8名

麻生 隆史 学校法人第二麻生学園理事長、山口短期大学学長

安部 恵美子 長崎短期大学学長

岡本 比呂志 学校法人中央情報学園理事長

金子 元久 筑波大学特命教授

黒田 壽二 金沢工業大学学園長・総長

佐藤 東洋士 学校法人桜美林学園理事長・桜美林大学総長

千葉 茂 学校法人片柳学園理事長

寺田 盛紀 岡山理科大学教授、名古屋大学名誉教授

計9名

麻生、黒田、佐藤、千葉各委員の発令日は平成29年3月29日

安部委員の発令日は平成29年3月28日

金子委員の発令日は平成29年3月23日